

6.5 教育の質の向上

進捗状況報告

課程博士の育成に向けた指導体制の充実に関しては、「特別研究」と称する科目の設置や副指導教員を置くことを必須化するなど指導体制の充実の方向に向かっている。また、2007年度には全学的に大学院教育における学生による授業評価を実施することになった。その際、大学院問題検討委員会において文学研究科独自のアンケート用紙を作成し、学生の満足度だけでなく、教員の教育・研究指導方法の改善が促せる形態とした。今後、このアンケート調査の結果に基づいて、大学院教育の質の向上に向けてより具体的に取り組んでいく。

学内第三者評価の評価結果を受けての追加記述

アンケートの調査結果は、領域全体にかかわる項目（学生の満足度や研究環境に対するコメント等）については各領域代表へ、個別の授業に対する学生からのコメントに関しては各担当教員へ直接伝えられ、教員個人・領域レベルでの自主的な改善をはかることによって教育内容に生かされることになる。さらに研究科レベルで対応を要する結果に関しては、大学院問題検討委員会において対処・改善が図られる。

学内第三者評価

研究科独自のアンケート調査が大学院教育の質向上に資するものと評価できる。そのためにも、調査結果が制度や教育内容にフィードバックされるプロセスを明確化することが望まれる。

なお、2006年度の認証評価において本学は助言として「各研究科では、これまでFD活動に組織的に取り組んできたとは言えない。しかし、2006（平成18）年度に、「大学院ファカルティ・デベロップメント部会」が設置され全学的検討が開始されたところなので、今後の活動が期待される。」との指摘を受けており、2010年には改善報告書を提出しなければならない。喫緊の課題として取り組む必要がある。

なお、2007年度の大学院設置基準の改正（※）により、大学院ではシラバスの作成、FD活動が義務化された。

※大学院設置基準（2007年度改正）

第14条の2（成績評価基準等の明示等）

大学院は、学生に対して、授業および研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 大学院は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

第14条の3（教育内容等の改善のための組織的な研修等）

大学院は、当該大学院の授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

なお、特別委員からは以下の意見があった。

・少人数教育での授業評価アンケート調査は困難な点もあると思われるが、授業改善につながるものとして期待したい。